

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します！

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

○実施期間

令和2年9月1日（火）～令和2年12月31日（木）※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

対象者：茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、以下の生年月日の方

- ① 昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方
- ② 昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方
- ③ 昭和 9年4月1日～昭和10年3月31日生まれの方

※対象となる方に8月中旬頃に健診の案内を送付いたします（施設等入所者除く）。

○健診内容

①問診、②歯の状態、③咬合状態、④口腔衛生の状態、⑤口腔乾燥の状態、⑥歯周組織・粘膜の状況、⑦口腔機能評価、⑧呼吸の異常、⑨指輪っかテスト、⑩反復唾液嚥下テスト、⑪事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）等

○受診場所

茨城県歯科医師会に所属の歯科医療機関のうち、『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関
※『実施歯科医療機関一覧』は、健診の案内と併せて8月中旬頃に送付します。

○受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎029-309-1212

浄化槽をお使いの皆様へ

高齢者の浄化槽は微生物の働きで汚水をきれいにして放流する装置です。
適切な維持管理を実施しないと浄化槽の故障や機能の低下を招き、悪臭や水質汚濁の原因となります。
浄化槽を設置、使用している方は次の①から③を毎年実施してください。

- ①**法定検査**：浄化槽が正常に維持されているか外観・水質・書類を検査します。
年に1回受検してください。
- ②**保守点検**：機器の点検、調整、消毒剤の補給などを年に3・4回実施してください。
- ③**清掃**：浄化槽内に溜まった汚泥等を年に1回以上抜き取ってください。

※法定検査を受検していないご家庭については、9月または10月中に検査の実施を要請する文書が茨城県から郵送されます。

○法定検査の申込先

公益社団法人茨城県水質保全協会 検査部 ☎029-291-4004

問 常陸大宮市上下水道部総務経営課

☎52-0427

茨城県県北県民センター環境・保安課

☎0294-80-3355